

現場確認調査 ～実践税務調査～

税理士 牧野 義博

調査官は一般土木建築業の法人を調査するため準備調査に入りました。

法人税申告書の勘定科目内訳明細を検討していたところ、この法人は会社の近くに限らずあちこちに点在する従業員の寮を多数保有しており、いずれも代表者からの借り上げ物件であることが判明しました。

明細地図で所在の確認を行ったところ、肩書地にはアパートらしき物件はありますが、会社の寮であるか判別できません。さらに詳しく見ていくと、ある寮の所在地が地図上では空白になっており更地のようなので、調査官は調査着手前に現場確認を行うことにしました。取りあえず、いくつかの寮を見て回ったところ、水道の蛇口がポツンとあるのみで建物の痕跡が無い物件が見つかったので、さっそく近隣に聞き込みを開始しました。

調査官 すみません、あそこの更地は前からあの状態でしたか。

近隣者 ええ。以前は古いアパートがあったけど、3年前に持ち主がマンションに建て替えようとしたらもめ事に巻き込まれ、結局取り壊したまま断念したらしいよ。

調査官 ありがとうございます。(これは架空の支払い家賃だな！)

調査官が全件について現場確認を行うと、3カ所が更地であったり従業員の寮として使われていなかったりすることが判明しました。念のため、最寄りの水道局に赴き、いつから水道が使われていないのか確認を行ったところ、近隣者の証言と内容がほぼ一致したことから、実地調査に着手。会社に臨場して、代表者から説明を求めることにしました。

調査官 社長、従業員がたくさんいますね。採用はどうしているのですか。

代表者 人がなかなか集まらないので、地方の学校と提携して毎年なんとか採用しています。

調査官 従業員の住まいはどうなっているのですか。

代表者 会社でアパートを借り上げ、寮として使っています。

調査官 寮がたくさんあるので家賃の支払いが大変でしょう。

代表者 私の土地があるので、そこに寮を建て安く会社に貸与しています。

調査官 従業員からの家賃はどうしていますか。寮を借りている従業員が多いので、経理処理の手間から考えると振り込みですか。

代表者 給料日に現金で集金しています。さつきから寮にこだわっているけれど、何か問題でもありますか。

調査官 従業員から集めた家賃は会社から社長に支払われますが、決済は振り込みですか、それとも現金ですか。

代表者 何でそんなこと聞くの。

調査官 寮を全部調べさせてもらいましたが、3カ所が寮として使われていませんでした。もう、お分かりですね。

代表者 最初は全部寮だったのですが、最近の若い人はプライバシーにうるさく、自分でアパートを探して転居する人が増えたからですよ。

調査官 そうであれば、そのように処理をすれば良かったのに、会社から家賃をもらい続けましたよね。更地であるのに寮として会社から家賃を受け取るのをおかしいでしょう。その金は何に使いましたか。

代表者 人を集めるのに、いろいろと金がかかるのです。

調査官 それは経費となるのですから表勘定で支払えば済む話です。会社から集めた家賃はどうしましたか。現金のまま保管しているとも思えませんので、社長の預金を確認させていただきます。社長、銀行調査をすればわかる話です。説明をしてください。

代表者 ……

その後、個人資産について調査を続けた結果、社長名義の預金から引き出された金を高級外車の頭金にしていることが判明しました。代表者を説得したところ、不正に作った金で支払ったことを認めました。

この行為は仮装および隠ぺいと認められますので、重加算税が賦課されるとともに、代表者への簿外給与であるとして源泉所得税の賦課決定がされました。

【筆者紹介】 牧野義博(まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索